

グローバル・ミニマム課税に対応するシンガポール ー外国企業誘致の確保と国際最低税率の両立ー

板津 直孝

■ 要 約 ■

1. シンガポールは、2024年10月、経済協力開発機構（OECD）が主導する「グローバル・ミニマム課税」を導入した。同課税は、一定規模の多国籍企業を対象に、国際最低税率15%の課税を確保する。
2. シンガポールには適用対象となる多国籍企業が約1,800社あり、その大半の実効税率は、複数の税制優遇措置により国際最低税率を下回ることが予想される。国際最低税率に対する不足税額は、新たに課税されることになるため、シンガポールが外国企業を誘致するべく講じた、既存の税制優遇措置の政策効果は減殺される。それにも関わらず、シンガポールは、国際課税改革の方向性に協調するとともに、他のASEAN諸国に先駆けて、外国企業誘致政策と一見相反するグローバル・ミニマム課税との両立を図り始めた。
3. グローバル・ミニマム課税は、法人税基盤をシフトさせるだけの有害な税制優遇措置を牽制するが、経済的実質を備えた海外進出企業や還付可能な税制優遇措置に対しては、国際最低税率未達の軽課税を認めている。シンガポールはこの点に注目し、2024年3月、新たな還付可能投資税額控除（RIC）を導入した。RICの導入は、多額の現金還付による財政負担を伴うが、高い信用格付けを維持するシンガポールの財政力を反映し、実施可能となっている。
4. シンガポールは、外国企業誘致の確保と国際最低税率の両立を図っている。一定規模の多国籍企業は、シンガポールに所在するグループ企業が現在適用を受けている税制優遇措置の今後の取扱いに加えて、軽課税が認められる同企業の経済的実質要件について、グローバル・ミニマム課税による影響を検証することが重要となっている。

野村資本市場研究所 関連論文等

・板津直孝「デジタル経済の進展に伴う歴史的な国際課税改革ーデジタル課税と最低法人税率導入の国際合意ー」『野村資本市場クォーターリー』2025年冬号。

I グローバル・ミニマム課税の税制優遇措置への影響

シンガポール議会は、2024年10月、「2024年多国籍企業（ミニマム税）法案」を採択し、経済協力開発機構（OECD）が主導する「グローバル・ミニマム課税」を導入した¹。同課税の導入により、連結収益が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループを対象に、国際的に合意された最低税率15%を下回る場合、国際最低税率に至るまでの部分に係る、「トップアップ税額（Top-Up Tax）」が上乗せ課税される。

外国企業の誘致を積極的に進めてきたシンガポールにとっては、グローバル・ミニマム課税の導入により短期的には税収が増加するが、多国籍企業グループが事業拠点を国外へ移転した場合、税収の減少や経済への影響が大きい。外国企業を自国内に誘致する観点で講じられている税制優遇や軽課税措置は、グローバル・ミニマム課税によって、政策効果が減殺されるからである。

シンガポールのローレンス・ウォン財務大臣は、2021年7月、グローバル・ミニマム課税がシンガポールに与える影響として、外国企業を誘致するための税制優遇措置の有効性が制限されることを議会において答弁した²。シンガポールには、適用対象となる多国籍企業グループが約1,800社あり、その大半のグループ実効税率は、複数の税制優遇措置により、国際最低税率を下回ることが予想される。国際最低税率に対する不足税額は、グローバル・ミニマム課税の導入により、新たに課税されることになる。

グローバル・ミニマム課税の国内法による法制化は、多くの国及び地域において進展しており、シンガポールとしても導入に踏み切らざるを得ない国際情勢がある。グローバル・ミニマム課税の国際的な導入の進展は、OECDが、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（G20）の要請に基づき、経済のデジタル化に伴う「税源浸食と利益移転（BEPS）」に対処したことによる。

BEPSは、多国籍企業が利益を海外に移すことで、納税額を大幅に削減、場合によってはほぼゼロにする活動を指す。グローバル化とデジタル化の進展により、多国籍企業による国境を越えた取引が活発になるにしたがい、現行の国際課税制度のもとでは、国際取引に関係する国家間の公平な課税権の配分が次第に困難になっている。また、納税額の大幅な削減を目的とした多国籍企業による海外への利益移転が生じている。外国企業を誘致するための税制優遇措置は、BEPSの防止の観点から議論の対象となった。グローバル・ミニマム課税は、軽課税国を利用したBEPSを防止する措置の一手段として位置付けられている。したがって、その導入は、世界各国の税制優遇措置の有効性に重要な影響を及ぼすことになる。

OECDは、一国のみで対応を図ることに限界がある国際課税制度上の課題に対して、BEPS行動計画を実施に移すための「OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国

¹ Parliament of Singapore, “Multinational Enterprise (Minimum Tax) Act 2024,” October 15, 2024.

² Ministry of Finance, “Implications on Singapore from G7 Agreement on Global Minimum Corporate Tax Rate,” July 5, 2021.

を対等な立場で統合し大幅に拡大した。OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みへの参加国は、2024 年 5 月現在、147 の国及び地域に拡大しており³、シンガポールも含まれる。シンガポールは、税収の他国への流出を回避しつつ、グローバル・ミニマム課税による税制優遇効果の減殺に対して、シンガポールの国内法で対応可能な税制改正を実施し、外国企業誘致の継続的な確保を図ろうとしている。

本稿では、シンガポールにおけるグローバル・ミニマム課税の導入と、外国企業誘致の継続的な確保の両立策について概説する。

II シンガポールにおけるグローバル・ミニマム課税の位置付け

OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みが合意したグローバル・ミニマム課税は、「所得合算ルール」、「軽課税所得ルール」、「適格国内ミニマム課税」、及び「租税条約の特典否認ルール」からなる。所得合算ルールと軽課税所得ルールは、「グローバル税源浸食防止モデルルール (GloBE ルール)」を構成し、相互に連動して BEPS 防止措置を図り、グローバル・ミニマム課税の中核をなす (図表 1)。

図表 1 グローバル・ミニマム課税の構成

GloBE ルール		適格国内 ミニマム課税	租税条約の 特典否認ルール
所得合算ルール	軽課税所得ルール		
外国子会社等の税負担が国際最低税率(15%)に至るまで、親会社の所在地国で課税	親会社や関連企業の税負担が国際最低税率(15%)に至るまで、外国子会社等の所在地国で課税	自国に所在する事業体の税負担が国際最低税率(15%)に至るまで課税	利子・使用料等の税負担が国際最低税率(9%)を下回る場合、支払側の所在地国で源泉徴収

(出所) OECD, “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two),” December 20, 2021 及び各種資料より野村資本市場研究所作成

シンガポールは上記のうち、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度より、所得合算ルールと適格国内ミニマム課税を導入する。軽課税所得ルールの導入については、今後検討される予定であり、現時点では保留されている。

グローバル・ミニマム課税は、各国の国内法の改正によって実施されるが、制度を導入する場合には、OECD において国際的に合意された、モデルルールに基づき改正しなければならない。また、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みの参加国は、他の参加国によるモデルルールの適用を容認することが求められる。

所得合算ルールは、シンガポールに親会社が所在する多国籍企業グループに対して、外国子会社等の税負担が国際最低税率に至るまで、シンガポールにおいて課税する。適格国内ミニマム課税は、シンガポールに所在する多国籍企業グループの構成事業体に対して、税負担が国際最低税率に至るまで課税する。法定実効税率が 17%と低い上に、複数の税

³ OECD, “Members of the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS,” May 28, 2024.

制優遇措置を講じるシンガポールにとって、法人税収の他国への流出を回避するためには、適格国内ミニマム課税の導入が不可欠となる。シンガポールは、適格国内ミニマム課税を導入することにより、グローバル・ミニマム課税を適用する他国によって課税される前に、国内で発生する低課税所得に課税することができる。

シンガポールは、総税収に占める法人税収の割合が高いため、法人税収の国外流出に対してより踏み込んだ対応が求められる。OECDが2024年7月に公表した2021年度のデータによると、シンガポールの総税収に占める法人税収の割合は28%であり、米国6%、英国8%、カナダ13%、日本13%と比較して、法人税収の流出回避はより重要課題となっている⁴。

EUが2021年に創設した研究機関であるEU Tax Observatoryは、OECDによる2017年度の国別データに基づき、グローバル・ミニマム課税による法人税の増加額を試算した⁵。同増加額は、所得の算定において後述する一定の適用除外部分を考慮せず、多国籍企業グループの親会社が所在する国ごとに集計されている。同試算によると、OECD諸国に親会社が所在する多国籍企業グループは、グローバル・ミニマム課税の導入によって、年間2,004億ユーロの法人税負担が増加する。

シンガポールに親会社が所在する多国籍企業グループについては、法人税負担が年間243億ユーロ増加する。同増加額は、米国570億ユーロ、カナダ244億ユーロに次ぐ規模であり、シンガポールの法定実効税率の低さと税制優遇措置の効果の大きさに加えて、所得に対する租税が存在しないタックスヘイブン（租税回避地）に所在する外国子会社等の影響が大きい（図表2）。

図表2 グローバル・ミニマム課税の発生源別法人税増加額 （単位：億ユーロ）

	増加額合計	親会社所在国	タックスヘイブン以外	タックスヘイブン
米国	570	0	82	488
カナダ	244	154	80	10
シンガポール	243	122	1	120
ベルギー	212	13	186	13
ドイツ	131	72	22	37

（出所）EU Tax Observatory, “Revenue Effects of the Global Minimum Tax,” October 2021 より野村資本市場研究作成

シンガポールにおける所得合算ルールの導入に関しては、必ずしもシンガポールの税収につながるとは限らない。例えば、シンガポールに親会社が所在する多国籍企業グループについて、外国子会社等が所在する軽課税国が適格国内ミニマム課税を適用した場合、親会社が所在するシンガポールでは、所得合算ルールに基づく課税ができないからである。グローバル・ミニマム課税が、所得合算ルール、軽課税所得ルール、国内ミニマム課税のいずれによるかによって、税収が増加する国は異なってくる。GloBEルールと適格国内ミ

⁴ Corporate Tax Statistics, “Corporate Tax Statistics,” July 11, 2024.

⁵ EU Tax Observatory, “Revenue Effects of the Global Minimum Tax,” October 2021.

ニマム課税の適用順序は、①適格国内ミニマム課税、②所得合算ルール、③軽課税所得ルールの順になる。

タックスヘイブンにおいても、グローバル・ミニマム課税の国際的な導入を受けた動きがある。バミューダ諸島の政府は、2023年12月、タックスヘイブンへの租税回避が防止されることを受けて、法人所得税法を新たに制定した⁶。同法は、グローバル・ミニマム課税の対象となる多国籍企業グループに属する構成事業体に、2025年1月1日以降に開始する事業年度より、国際最低税率と同等の法人所得税率15%を適用する。同法の制定は、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みの参加国として、コミットメントを果たすことを目的としているが、本質的にはGloBEルールを導入するのではなく、他国によって課税される前に、自国の歳入に充てる狙いがあると推察される。

シンガポールは、適格国内ミニマム課税を導入することにより、税収が他国へ流出することを回避した。しかし、グローバル・ミニマム課税の導入によって、既存の税制優遇効果は減殺されるため、外国企業誘致の継続的な確保を図るには、新たな税制改正が必要となる。シンガポールは、グローバル・ミニマム課税の導入と、外国企業誘致の継続的な確保を両立させるために、国際的に合意されたGloBEルールに準拠した、税制優遇措置への移行を開始した。

III 国際的に合意された税制優遇措置への移行

1. グローバル・ミニマム課税の目的との適合性

法定実効税率が15%を下回る国又は地域は少ないが、税制優遇や軽課税措置により、実効税率が15%を下回る多国籍企業グループはかなり多い。OECDが公表した2018年度のデータに基づく上限値によると、多国籍企業グループの総利益の54%は、10%を下回る税率で課税されていた⁷。

法人税収への依存度が高く、税制優遇措置を広範に講じているシンガポールは、グローバル・ミニマム課税の導入に当たって、GloBEルールとの相互作用を分析し、既存の税制優遇措置の再評価をすることが重要となった。

GloBEルールでは、税制優遇措置を利用して投資を奨励することは引き続き可能であるものの、さまざまな優遇措置がどの程度影響を受けるかは大きく異なる。影響度合いの違いは、GloBEルールが、どのような場合に国際最低税率未満の軽課税を認めるかによる。グローバル・ミニマム課税の目的は、公平な競争条件を作り出すことであり、BEPS防止措置を図ることにある。例えば、他国から企業を誘致することを主目的としている税制優遇措置は、法人税基盤をシフトさせるだけであり、BEPSそのものであることから、15%未満の軽課税を認めるべきではない。

⁶ Government of Bermuda, "Corporate Income Tax Act 2023," December 15, 2023.

⁷ OECD, "Tax Incentives and the Global Minimum Corporate Tax," October 6, 2022.

したがって、グローバル・ミニマム課税の目的との適合性を図るには、それぞれの税制優遇措置を調査し、当該目的を明らかにした上で判定することが理想であるが、各国の税務当局の執行負担が大きい。OECD は、執行負担の軽減を図り、合理的な適合性の線引きとして、税制優遇措置の還付可能性に焦点を当てた。

税制優遇措置の一部には、還付を認めている「還付可能税額控除 (Refundable Tax Credit)」がある。研究開発等の特定の活動に対する政府からの支援として、還付可能税額控除を認められた納税者は、租税債務がある場合には還付可能税額控除額をその租税債務に対する税額控除として使用し、租税債務がない場合にはその額の還付が受けられる。

還付可能な税制優遇措置の多くは、小規模事業者を対象としているか、財政への影響を抑えるために上限が設けられている。税額控除に還付可能性を認めることは、財政負担が重いことに加えて、大規模な多国籍企業グループに現金又は現金同等物を支給することは、一般に、政治的に受け入れられにくいからである。また、財政余地が限られている発展途上国や新興国では、特に、政府の直接支援や還付可能な税制優遇措置は実行可能性が低い。

GloBE ルールでは、還付可能税額控除額を「適格還付可能税額控除 (QRTC)」と「非適格還付可能税額控除 (Non-QRTC)」に区分し、それぞれ異なる取扱いを定めている (図表 3)。

図表 3 GloBE ルールが定める QRTC

QRTC	国等から受ける還付可能税額控除のうち、その国等の租税に関する法令において、その還付可能税額控除を受ける要件を満たすこととなった日から起算して 4 年以内に、現金又はこれに相当するものによる支払が行われる部分をいう。
Non-QRTC	国等から受ける還付可能税額控除のうち、QRTC 以外のものをいう。

(出所) OECD, “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two),” December 20, 2021 より野村資本市場研究所作成

還付可能税額控除に還付可能額の上限が設定されている場合、上限を超える部分は Non-QRTC として扱われる。

GloBE ルールは財務会計に準拠し、QRTC について、現金交付金や還付が可能な税額控除額を収益として扱うため、この種の税制優遇措置はグローバル・ミニマム課税の影響を受けにくい。

財務会計上、還付可能税額控除の額は、補助金、すなわち収益として取り扱われる場合もあれば、税額控除、すなわち法人税等の額の減額として取り扱われる場合もある。実効税率の計算においては、そのどちらとして扱われるかにより、結果に違いが生じる。グローバル・ミニマム課税における実効税率は、多国籍企業グループの構成事業体が所在する国又は地域ごとに、調整後対象租税額を GloBE 所得の金額で除することで計算されることから、同一の額について、分子から減算するほうが、分母に加算するよりも低くなる。つまり、還付可能税額控除の額が、法人税等の額の減額として分子から減算するほうが、収益として分母に加算するよりも、実効税率が低くなる。

GloBE ルールでは、実効税率の計算において、QRTC が当期純損益金額に係る収益の額とされていない場合には、その額を当期純損益金額に加算する調整を行う。また、QRTC が、法人税等の額の減額として取り扱われている場合には、その額を足し戻す調整を行う。

一方、Non-QRTC は、実効税率の計算において、税額控除の額として取り扱う。したがって、Non-QRTC が当期純損益金額に係る収益の額とされている場合には、その額を当期純損益金額から減算する調整を行う。また、Non-QRTC が法人税等の額の減額として取り扱われていない場合、その額を減算する調整を行う。

還付可能税額控除が適格か否かにより、グローバル・ミニマム課税の適用による影響額は、大きく異なる（図表 4）。

図表 4 GloBE ルールに基づく還付可能税額控除の影響

	QRTC		Non-QRTC	
損益計算書	税引前利益	10,000,000	税引前利益	10,000,000
	適用税率	17%	適用税率	17%
	法人税	1,700,000	法人税	1,700,000
	QRTC	▲1,200,000	Non-QRTC	▲1,200,000
	差引法人税	500,000	差引法人税	500,000
	当期利益	9,500,000	当期利益	9,500,000
GloBE 所得	11,200,000 = 10,000,000 + 1,200,000		10,000,000	
実効税率	15% < 1,700,000 / 11,200,000		5% = 500,000 / 10,000,000	
トップアップ税率	0%		10% = 15% - 5%	
トップアップ税額	0		1,000,000	

(注) GloBE ルールにおける「実質ベースの所得除外額 (Substance-based Income Exclusion)」などの計算要素は、影響額を簡潔に示すために省略している。

(出所) OECD, “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two),” December 20, 2021 より野村資本市場研究所作成

2. GloBE ルールに基づくシンガポールの税制改正

シンガポール議会は、2024 年 3 月、2024 年予算案を可決し、グローバル・ミニマム課税への対応として、新たな還付可能投資税額控除 (Refundable Investment Credit、以下、RIC) を導入した⁸。RIC は、GloBE ルールが定める QRTC として扱われることを意図しており、グローバル・ミニマム課税の適用と、外国企業誘致の継続的な確保の両立を図ることを目的としている。RIC の導入は、多額の現金還付による財政負担を伴うが、高い信用等级付けを維持するシンガポールの財政力を反映し、実施可能となっている。

⁸ Inland Revenue Authority of Singapore, “Budget 2024 - Overview of Tax Changes,” February 18, 2024.

RIC の適用対象は、主要な経済分野や新たな成長分野において、シンガポールに高付加価値で実質的な経済活動をもたらす大規模な投資に焦点を当てている。具体的には、新たな生産設備への投資、本社業務又は組織の中核となる部署や研究拠点であるセンター・オブ・エクセレンス (CoE) の拡大又は設立、研究開発やイノベーション活動の実施などである。

RIC の適用には、シンガポール経済開発庁 (EDB) とシンガポール企業庁 (EnterpriseSG) の承認が必要であり、受給資格期間は、最長 10 年間である。税額控除は、適用対象となる投資の適格な支出項目ごとに最大 50% まで認められ、納付すべき法人所得税額と相殺される。未使用の税額控除は、企業が RIC の要件を満たすこととなった日から起算して、4 年以内に現金で企業に還付される。税額控除の限度額は、投資がもたらすと予想される経済的効果に応じて、EDB と EnterpriseSG によって決定される。

適格な支出項目には、適用対象となる投資の種類に応じて、以下がある (図表 5)。

図表 5 適用対象となる投資の適格な支出項目

- ① 建築、土木及び構造工事、設備及び機械、ソフトウェアなどの資本支出、② 人件費、③ 研修費、④ 専門家報酬、⑤ 無形資産費用、⑥ シンガポールでの外注作業料金、⑦ 原材料費・消耗品費、⑧ 輸送費及び物流費

(出所) Ministry of Finance, “Budget 2024 Speech, Building Our Shared Future Together, Annex C-1 Refundable Investment Credit,” February 18, 2024 より野村資本市場研究所作成

IV 投資形態によって異なるグローバル・ミニマム課税の影響

シンガポール政府は、RIC を導入することにより、グローバル・ミニマム課税の適用による税制優遇効果の減殺を低減しようとしている。GloBE ルールでは、グローバル・ミニマム課税による影響を低減する措置として、多国籍企業グループの所在地国が講じ得る QRTC だけではなく、多国籍企業グループ側で講じ得る、「実質ベースの所得除外額 (Substance-based Income Exclusion、以下 SBIE)」を定めている (図表 6)。

図表 6 SBIE の 2 つの要素

SBIE

その国又は地域を所在地国とする全ての構成事業体に係る給与等の費用の額 × 5%
+ その国又は地域を所在地国とする全ての構成事業体に係る有形固定資産等の額 × 5%

(出所) OECD, “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two),” December 20, 2021 より野村資本市場研究所作成

多国籍企業グループは、構成する事業体の所在地国ごとの実効税率と、国際最低税率との差分に相当するトップアップ税率に対して、当該所在地国内の構成事業体全体の GloBE 所得の合計額から、SBIE に該当する一定の金額を除外して得た金額を乗じることで、トップアップ税額を算出する。

税制上の外国企業誘致措置は、様々な政策目的を達成するために各国及び地域において広く利用されているが、GloBE ルールは、BEPS 防止の観点で、税額控除の還付可能性に加えて、有害な税制上の外国企業誘致措置の利用を抑制している。ただし、当該抑制度合いは、多国籍企業グループの投資形態によって異なる。税制上の外国企業誘致措置が、有形固定資産等の投資や雇用の創出に寄与している場合、グローバル・ミニマム課税の影響はより限定的になる。一方、GloBE ルールは、経済的実質を伴わない多国籍企業グループに対して、所在地国で軽課税利益をもたらす税制上の外国企業誘致措置の利用を牽制している。GloBE ルールでは、GloBE 所得から SBIE を差し引いて、トップアップ税額が算出されることから、経済的実質を伴う多国籍企業グループに対しては、グローバル・ミニマム課税の影響をより限定的にしている。

したがって、SBIE は QRTC と相互に作用して、グローバル・ミニマム課税の影響をより限定的にする効果がある。GloBE ルールは、多国籍企業グループと所在地国が講じ得る両方の措置が、相互に作用するように設計されている。

なお、GloBE ルールは、SBIE の適用において経過措置を定めている。2023 年中に開始する対象会計年度においては、給与等の費用の額に乗じる割合は 10.0%、有形固定資産等の額に乗じる割合は 8.0%とし、それぞれ 10 年間で 5.0%に逡減する経過措置が設けられている（図表 7）。

図表 7 SBIE における乗じる割合の経過措置

対象会計年度	給与等の費用の額に乗じる割合	有形固定資産等の額に乗じる割合
2023 年度	10.0%	8.0%
2024 年度	9.8%	7.8%
2025 年度	9.6%	7.6%
2026 年度	9.4%	7.4%
2027 年度	9.2%	7.2%
2028 年度	9.0%	7.0%
2029 年度	8.2%	6.6%
2030 年度	7.4%	6.2%
2031 年度	6.6%	5.8%
2032 年度	5.8%	5.4%

(出所) OECD, “Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – Global Anti-Base Erosion Model Rules (Pillar Two),” December 20, 2021 より野村資本市場研究所作成

シンガポールは OECD 非加盟国であるが、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みの立ち上げ以前より、OECD の BEPS 行動計画に準拠して、国内法を整備してきた⁹。

対内投資を積極的に誘致してきたシンガポールは、国際標準とされる OECD の取り組みに概ね基づく税制改正を実施してきたことにより、OECD が推進する BEPS への対応との関連で、世界的に強化されつつある国際課税改革の方向性に協調し、グローバルにビジネスを展開する多国籍企業と歩調を合わせることができると言える。シンガポールは、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組みの参加国として、外国企業誘致政策と一見相反するグローバル・ミニマム課税との両立を、他の ASEAN 諸国に先駆けて講じ始めたと言える。

ASEAN 諸国への進出やビジネス拡大に実績のある多国籍企業にとっては、シンガポール税制が国際標準に近づくことで、現地固有の規制を考慮したシステム構築負担等が徐々に軽減される効果がある。透明性と汎用性の高い税務執行は、進出企業がビジネスを円滑に進めるうえで欠かせない要素だからである。

天然資源が希少な小国という制約を抱えるシンガポールは、経済構造の特性上、高付加価値を提供する外国企業の誘致を政府主導で推進している。シンガポールは、外国企業誘致の継続的な確保を損なうことなく、グローバル・ミニマム課税の導入と税制改正を実施した。多国籍企業としては、シンガポールに所在する構成事業体が現在適用を受けている税制優遇措置の今後の取扱いに加えて、SBIE を念頭に置いた経済的実質について、グローバル・ミニマム課税による影響を検証することが重要となっている。

⁹ 板津直孝「対 ASEAN ビジネス上の税制の課題とシンガポールの移転価格税制改革」『野村資本市場クォーターリー』2015年夏号（ウェブサイト版）参照。